

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 8 条第 7 項の規定により，大規模小売店舗の届出事項変更の届出がありましたので，法第 8 条第 8 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

平成 15 年 2 月 27 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社島津製作所 代表取締役社長 矢嶋 英敏
京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイヤモンドシティ五条ショッピングセンター
京都市右京区西院追分町 25 - 1 番地，25 - 2 番地

(2) 変更しようとする事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 1,500 台	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 1,542 台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 4 箇所 A南出入口， B西入口，C西出口，D北出入口 位置 届出書の添付図面記載のとおり	数 4 箇所 A南出入口， B西入口，C西出口，D北出入口 位置 届出書の添付図面記載のとおり * 北口は出口のみの使用とし，使用については土曜日，日曜日，祝日及び年末の繁忙期に限定するとともに使用時間は 12 時から 20 時までとします。

3 届出年月日

平成 15 年 2 月 25 日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 2 月 27 日（木）から同年 6 月 27 日（金）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

（産業観光局商工部商業振興課）